

工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する注意事項

H27. 9. 1

入札監理課

工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行については、平成25年4月から実施しているところですが、入札前の質問事項とすべき内容を落札者決定後に疑義申立てで行っている事例が見受けられます。

積算における条件等に関する質問は、入札前に、また、現場条件等を確認のうえ発注者及び受注者で協議により行う必要のあるものに関する質問は契約締結後をお願いします。

また、測量等の委託業務の指名や随意契約の場合は、入札又は見積合わせ前の質問回答期間についての定めはありませんが、質問等があるときは、入札又は見積合わせ前の出来るだけ早い時期に入札執行権者に行ってください。

○入札のフロー（条件付き一般競争入札の場合の例）

